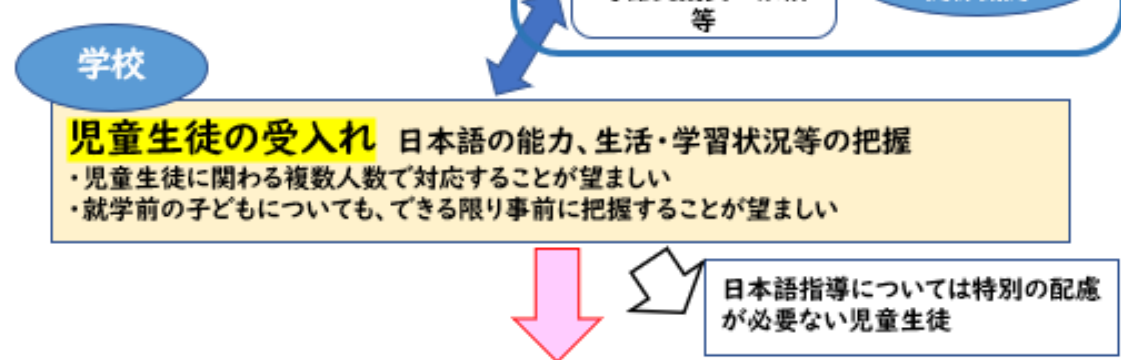


学校における 日本語指導の流れ



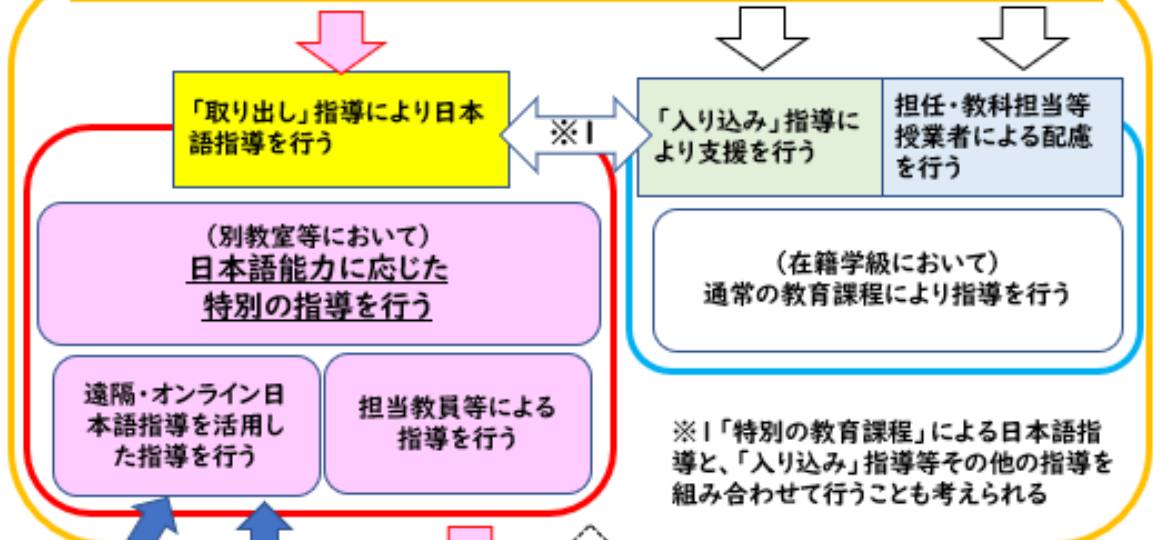
児童生徒の受入れ 日本語の能力、生活・学習状況等の把握

- ・児童生徒に関わる複数人数で対応することが望ましい
- ・就学前の子どもについても、できる限り事前に把握することが望ましい

日本語指導については特別の配慮が必要ない児童生徒

日本語指導が必要である児童生徒

- ①日本語で日常会話が十分にできない
- ②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている



※参考 外国人児童生徒等教育に係る情報(リンク集) 県HP

※「特別の教育課程」による日本語指導終了後も、それ以外の配慮が必要な場合がある

○通常の教育課程による指導だけでなく、児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本度指導)が必要な場合 **「特別の教育課程」を編成して指導を行う** (別紙参考様式 県HP)

